

第2回草津市障害者施策推進審議会 会議録（概要）

■日時：

平成26年10月21日（火）午前9時30分～午前11時30分

■場所：

市役所4階行政委員会室

■出席委員：

峰島会長、窪田副会長、福谷委員、大谷委員、貞森委員、高城委員、呉橋委員、岡委員、樋笠委員、細江委員、市川委員、垣見委員、福井委員

■欠席委員：

竹田委員、園田委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

草野主席参事

■事務局：

太田健康福祉部長、明石副部長、障害福祉課 柴田課長、江南グループ長、中川主査、発達支援センター 横田所長

■傍聴者：

2人

1 開会

【太田健康福祉部長】

皆さまおはようございます。健康福祉部長の太田でございます。10月6日に開催を予定しておりました「草津市障害者施策推進審議会」でございますが、台風18号の接近の影響で、急遽延期をさせていただきます。本日開催とさせていただいたところがあります。皆様方におかれましては、本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は2回目となる審議会を開催させていただくところでございますが、前回の審議会において、委員の皆様方から数多くの御意見等をいただきました。また、その他にも

障害者関係団体、草津地区障害者施設連絡協議会、草津市自立支援協議会等からも新たに意見をお伺いしたところです。

今回は、これらの意見を計画へ反映させていくための説明をさせていただくとともに、前回の素案から案として追加・訂正した部分を説明させていただきます。本計画がさらにより良いものとなるよう、委員の皆様方の意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

(1) 第4期草津市障害福祉計画（案）について

【会長】

前回の意見を受けて、修正された案が提案されていますので、それを踏まえて議論を進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

<第4期草津市障害福祉計画（素案）に関する主な意見内容への対応について（草津市障害者施策推進審議会・障害者関係団体・草津市地区障害者施設連絡協議会・草津市自立支援協議会）、新旧対照表、第4期草津市障害福祉計画（案）および追加資料に基づき説明>

【会長】

今回の修正や前回の議論への追加等について、意見があればお願いします。

【委員】

新旧対照表P. 2の（グループホームの整備について）のところで、「特に支援の必要な」と「特別な支援の必要な」では伝わり方が違う。「特に支援の必要な」は、支援の必要な人が何人かいるうち、他の人に比べて特に支援の必要な人がいるという伝わり方。「特別な支援の必要な」は、みんなそれぞれで支援が必要であるが、医療的ケアという特別な支援が必要な人という伝わり方。違いが分かるように表現してほしい。

案のP. 21から、「働きかける」という表現が出ている。前は、「促進する」という表現であった。「働きかける」と「促進する」では、市の積極性が違う。主体は作業所、市は応援といった伝わり方がする。前回から変更した経緯を説明してほしい。

【事務局】

1点目の「特に支援の必要な」には、強度行動障害のある人等を含めたかたちで表現したが、特別なニーズのある人の表現としてよりふさわしいと思われまますので、「特別な支援の必要な」に改めます。

2点目は園田委員からの御意見で、もともとの「湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて」という言い回しだと、市が促進するのではなく、主体がサービス調整会議と読めるので、主体を明確にしたものです。

【委員】

計画の理念では、市が全面的にする、市だけがやっていくのではなく、みんなで責任を持ってやっていく表現の方が好ましいのではないかと。そういう意味で、「働きかける」という少しやわらかい表現になっているのではないかと。

【会長】

その内容は、前段の「会議等を通じ～」で表現されている。この会議等を踏まえ、市がいろいろな意見を聴きながらどのようにしていくかということなので、市が促進するで良いのではないかと。

【事務局】

「促進する」で整理する。

【委員】

働きかけるの直前の文言で、P. 23では市が新たな事業所の整備や定員増等を働きかけると書いているが、P. 24は増築等となっている。これは間違いなのか、あえて書いているのか。

【事務局】

あえて書いている。サービスの性質を踏まえ、事業展開しやすい整備方法の事例として、増築、定員増等をあげている。

【委員】

サービスは、NPOなど民間事業所が担うこととなっている。民間事業所は仕事なのでがんばるが、どこも人手不足。人がいないから受けられないでは困る。受けられない、断られてしまった時、訴えていくところがない。命の保障すらない。

【会長】

最終的にどこが責任を持つかという、行政が担うことになっている。福祉人材の不足については現実的な問題であり、大きな課題だと思います。

【委員】

この計画に魂を入れられないといけない。行政もできることに限界があるが、関係機関がどのように知恵を絞ってやっていくか。突き詰めれば、お金が足りない、人が足りないの問題になるかもしれないが。民間は商売なのでしょうがないが、行政は国民の命を守らないといけない。進めていかないといけない。

【委員】

お金と人材の問題がある。今までボランティアに頼っていたことと家族に任せていたことにより大きなつげが回ってきた。資格を取る人は多いが、身の回りのことができない若者たちが増えている。人のことをするどころか、自分はコンビニで食べている。そこから見直していかないと人材育成はできない。お金を出すから来てくれと言っても仕方がない。

ものの言えない人たちは、事業所を探すことも相談員に話すこともできない。明日の命の保障もない。

【会長】

障害福祉サービスは総合支援法のサービスに関する計画となるが、草津市は家族が障害者の生命を断ってしまった苦い経験もあるので、二度とそのようなことを起こさない、ということ盛り込んでどうか。これは総合支援法のサービスの部分ではないので、理念の部分のところでどうか。

それと、市だけが努力してもどうにもならないこともあるので、できないことは国や県へ働きかける必要があるだろう。市として国や県に働きかける、ということを入れてはどうか。

【委員】

友達が定年後に自殺したが、そのとき家には50円しか無かった。命に関わる問題は一番肝心なこと。一番に手をつけなければいけない課題だと思う。

【委員】

素案を読んでいると、身体障害者もいるが、精神、発達障害は入っているが、身体はほとんど出てこない。もう少し触れてほしい。

【会長】

歴史的に言うと、身体障害者からはじまり、あとになって精神、発達障害が入ってきたから強調されている。だからといって身体障害者を軽視しているわけではない。

【委員】

草津市には3,200人くらい身体障害者がいる。その中に視覚障害、聴覚障害などいろいろな障害の人がいる。

【事務局】

平成25年度末時点で、身体障害者は約3,700人いる。

【会長】

障害種別ごとに位置づけるのは難しいが、身体障害者の6～7割が65歳以上。総合支援法は、65歳以上の介護保険対象者をあまり想定していない。身体障害者でいうと、65歳以上の人や働いている人など障害福祉サービスから漏れている人がいるのは確か。計画のはじめのところで触れてはどうか。

【委員】

障害者基本法では、「障害がある者であって、～日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされている。

【事務局】

P. 3の計画の対象者のところで、障害者基本法に定義されている身体障害、知的障害、精神障害・・・と記載している。

【会長】

計画の対象者のうち、総合支援法におけるサービスを受けていない人もいることから、65歳以上の障害者に対する福祉、労働分野も課題とすることも視野に入れる必要があるのでは。

【委員】

母が介護保険を使うようになると、家の介護力に点滅信号が灯ったようなもの。市には相談員がたくさんいるので、そういう場合には相談員が積極的に担当者会議に出るなど関わってほしい。子どもの育成を考えると、父母のことを同時に進行しないと行けない。障害福祉のことだけではなく、介護保険についても身近な課題として捉える必要が

ある。

【会長】

相談支援体制の充実の中で、介護保険のケアマネとの連携を強化するなど入れてもいいのではないかと。

【委員】

もうすぐ、高齢者になるが、自ら高齢者になっていく中で、いつも入ってもらっているヘルパーさんに、「制度が変わると大変やで」と言われるたびに不安になる。年金生活なのでお金がかかる。65歳になると、サービス利用費ということでお金を払わないといけない。65歳になると逆に手厚くならないといけないのに、放り出される感覚になる。今後の生活の組み立てに不安を感じる。

【会長】

要介護認定は、直前にしか出されない場合が多い。2、3年前から制度や移行によってどう変わるのかの説明を介護保険のケアマネと障害福祉の提供者と一緒に検討する必要があるのではないかと。

【事務局】

その件は、数年前から課題となっている。本人の意向を聴きながら、障害と介護の両部門で事前に協議をして、サービスや費用など課題検討を行っている。今は1年ほど前から行っている。現在、サービス等利用計画を推進しているので、今後、相談員を通して課題に関する情報提供を事前に行っていけると考えている。

【会長】

1年前だと対処できていないので、もう少し早くからするなど課題に入れていただきたい。

【委員】

前回、入院時のヘルパーについて課題にあがっていたが、この対策はどうなったか。

【事務局】

市の考え方のP.4にまとめている。入院中のサービスは難しいという現状にあるが、入院中から使えるサービスも出てきた。こうした流れもあることから、できることをしていくとともに、引き続き協議の場を通じて、課題の抽出や分析、解決策の検討を進めていきたい。入院中のコミュニケーション支援については、他市で実施されている状況

を踏まえるなどして検討していきたい。

【委員】

数値目標計画ということだが、P. 38について、過不足の状況はほとんど不足となっている。対策としては、市が働きかけるしかない。目標ができただけになっている。

【事務局】

働きかけ以外の予算としては、事業所による通所施設の整備について、国県の補助金だけではなく、市も補助金を出している。また、サービスを利用する時には、国・県・市で費用を負担している。

【委員】

入れ物を増やしても人員の確保ができていない。福祉の職員への待遇が悪いと言われている。

【事務局】

事業所を立ち上げる、人員を確保するという点については、県が担当のため、市で何か対策をするということは難しい。

【委員】

ボランティアの活用が難しくなっている。人的要件を満たすことはかなり難しい。福祉に関わっている人が定着するような方策がほしい。

【会長】

国や県に働きかけるということを必ず押さえてほしい。足りない見込みは出す必要がある。人材育成と金は問題となる。市がすることは限定されるが、何か目玉を出せないか。例えば、研修の充実を行うとか、居住に関してグループホームは検討課題にあがっているが、もう少し踏み出すとか。

【事務局】

重度障害者のグループホームについては、報酬が安いので、事業所がなかなか受けられない現状がある。運営について、補助を出すなど湖南4市で今後の課題に挙がっているが、まだ検討まで至っていない。

【会長】

近いうちに検討する、と入れるか。この計画を策定するにあたり、目新しいものはな

いのか。

【事務局】

いま動いているのは、相談支援。障害者福祉センターの委託先に計画をお願いしているが、人材の不足のため、市内の通所事業所にもお願いすることで、相談支援事業所を増やしていこうとしているが、委託していくというものではない。

【委員】

県でもそのような話が出ている。支援計画は本人が立てることを前提としている。草津市のデータを見たら、セルフが多くてびっくりした。東京もセルフが多い。親が立っているから。セルフはこうやって立てる、という見本があれば立てられる。全部任せるのではなく、こうやったら立てられるということを示してはどうか。セルフ計画を立てられることを知らない人もいるのではないか。

【会長】

相談支援のところで、セルフプランを作成できるような研修等を行い、できるように支援すると盛り込めばどうか。

【事務局】

何か反映をさせたい。予算協議もこれからであり、今すぐ案を示すことはできないが、次回の会議までに市のほうでも今日の意見を踏まえ提示したい。

【委員】

国は、平成18年から福祉から就労という方針を打ち出しているが、現実には厳しい状況である。行政に引き継ぐシステムを作らないと、自分で命を断ってしまうことがある。福祉と就労はベクトルがまったく違う。職業安定所に来ている7、8割は発達障害と精神障害者。身体障害者は事業所で就労している人が多い。発達障害と精神障害は、事業所でイメージができてにくい。アスペルガーなど、障害の特性は様々。高校の就労支援をする時、クラスに1人は手帳を持たない発達障害の生徒がいる。地域社会なり家族がしっかりと本人を受け止めることが必要。

【会長】

高齢の障害、発達障害、難病患者の問題は、今後の課題である。基本計画でも課題にしていきたい。

【委員】

知的と精神障害のある人がハローワークに多いということだが、身体障害のある人でデスクワーク等はできるのに移動ができないことで就職ができない人もいる。ハローワークへも行けない人もいる。このような人たちがハローワークに行ければ、社会に支えられる側だけではなく、支える側にもなれる。

【委員】

入所している人も、外出時にヘルパーが使えるようになった。このサービスの1回の利用は8時間と決まっている。8時間は長すぎる、しんどい。ちょっと買い物等の場合は使えない。せっかく良い制度ができているので、使いやすくしてほしい。

【事務局】

施設入所支援は、基本、1日単位なので8時間単位となる。この間の報酬を施設が算定しないことを前提に、外出のサービスを利用している。

【会長】

制度上、8時間なので利用の仕方を考えたほうが良い。

【委員】

委員の中で、障害のある人がいる。意見を求められることもあるが、文書を作ることにに対し、サポートが必要であれば、事務局で対応してほしい。

【委員】

私はほとんど見えていないので、資料をメールで貰っている。データを文章読み上げソフトを使って音声で取り出している。ここへ来る時は、ヘルパーをお願いしている。

【委員】

メールで書類をもらえると助かる。

【委員】

湖南は特別支援教育が進んでいる。世界の流れのなかでは、インクルージョン教育として、地域でありのままに合理的な暮らしをすることが望ましいとしている。しかし、草津、大津の特別支援学校はいっぱいの状況。なるべく地域で行えるようになればいいと思う。

【会長】

教育の課題もあるが、障害者計画のほうで整理していきたい。

【委員】

行政、障害児の親にしても、「自立＝グループホーム」と考えている。私はグループホームでは暮らせない。ホームでにぎやかに暮らすのもいいかもしれないが、一人だからリラックスできる人もいる。一人で自立をするために、勝手にアパートを借りて住んでいる。アパートを借りる時の保証人を行政で考えてほしい。自立できる人が増えたら、家賃の何パーセントか補助してもらえとかしたら、もっとがんばれる人もいるのでは。

【会長】

アパートを借りる際の保証人の問題がある。それから、公営住宅は単身では申込が出来ないこと。このような課題に対応できる支援も今後検討していただきたい。

(2) その他

【事務局】

次回の審議会は、11月14日（金）13時半からです。資料は事前に送付します。よろしく申し上げます。

3 閉会

【会長】

以上で議事を終わらせていただきます。皆さまお疲れさまでした。